

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）別紙1に定める省CO2等設備整備のうち既存住宅断熱改修に係る事業に関して、予算の範囲内で交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）、生坂村補助金等交付規則（昭和51年生坂村規則第4号）及びその他法令及び関連通知に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 2 既存住宅とは、生坂村内の住宅をいう。ただし、既存住宅に店舗、事務所等部分がある場合、その部分は対象としない。
- 3 既存住宅断熱改修事業とは、別表第1の要件を満たす事業（以下「改修事業」という。）をいう。ただし、国等の他の補助金を受ける事業は除くものとする。
- 4 村内施工業者とは、村内に事業所又は営業所若しくは拠点を有する者で、改修事業の実施ができる者をいう。

（補助対象経費、補助率及び補助金額）

第3条 補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるところとする。

- 2 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（補助金交付対象者）

第4条 補助金交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）村内に住民登録がある者、又は第9条に規定する実績報告書提出時までに住民登録をすることが明らかな者
- （2）既存住宅に常時居住している者、又は第9条に規定する実績報告書提出時までに常時居住することが明らかな者
- （3）自身が所有する既存住宅であること、又は次条に規定する交付申請をする際に売買契約の締結が終了し、かつ、第9条に規定する実績報告書提出時までに自身の所有にすることが明らかである者
- （4）改修事業を、村内施工業者に依頼することができる者
- （5）村税及び村の料金等の滞納がないこと。
- （6）その他、補助金の交付が不相当とされる事項がないこと。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 村長は、前条に規定する交付申請書の提出がされた場合は、速やかにその内容の審査を行い、補助金交付の可否を決定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更をしようとする場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金変更交付申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する申請書の提出がされた場合は、速やかにその内容の審査を行い、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（改修事業の中止）

第8条 交付決定者は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた後、改修事業の中止をしようとする場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）中止承認申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する申請書の提出がされた場合は、速やかにその内容の審査を行い、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）中止承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、改修事業が完了した日から起算して30日以内、又は改修事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する実績報告書提出後に補助対象経費を減額すべき事情が生じた場合には、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金実績変更報告書（様式第8号。以下「実績変更報告書」という。）を、速やかに村長に提出しなければならない。

（交付額の確定等）

第10条 村長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出がされた場合は、速やかにその内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金確定通知書（様式第9号。

以下「補助金確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 村長は、前条第2項に規定する実績変更報告書の提出がされた場合は、前項の規定を準用し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更確定通知書(様式第10号。以下「補助金変更確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第11条** 交付決定者は、前条に規定する補助金確定通知書若しくは補助金変更確定通知書の通知を受けた場合は、速やかに生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業(既存住宅断熱改修)補助金請求書(様式第11号。以下「補助金請求書」という。)を村長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

- 第12条** 村長は、前条に規定する補助金請求書の提出がされた場合は、速やかに支払わなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第13条** 村長は、改修事業の中止の申請があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し不正な行為があったとき。

- 2 村長は、前項に規定する交付決定額の取消しの決定をした場合は、既に交付した補助金があるときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。

- 3 村長は、前項の返還を命ずる場合、又は適正化法第17条第1項に規定する交付の決定の取消しである場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の補助金の返還については、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(関係書類等の保管)

- 第14条** 交付決定者は、当該補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで、関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項に規定する保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(改修事業実施後の管理)

- 第15条** 交付決定者は、その既存住宅を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、

補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、前条に規定する処分制限期間が経過するまで、改修事業を実施した既存住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。以下「取壊し等」という。）を行ってはならない。ただし、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金財産処分承認申請書（様式第 12 号）を村長に提出し、その承認を得て、補助金の全部に相当する金額を村に納付する場合は、処分制限期間を経過する前に取得した補助対象設備等の処分を行うことができる。
- 3 村長は、前項に規定する申請がされた場合は、その内容の審査を行い承認の可否を決定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金財産処分承認通知書（様式第 13 号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 4 第 2 項前段の規定中、譲渡又は貸付けに限り、譲渡を受けた者又は貸付けを受けた者が、前条第 1 項に規定する処分制限期間まで既存住宅を使用する場合、同項前段の規定は適用しない。なお、本項に該当となる時は、速やかに申し出なければならない。（処分制限期間経過後の取壊し等）

第 16 条 処分制限期間を経過した後、改修事業を実施した既存住宅の取壊し等については、交付決定者若しくは譲渡、又は貸付けを受けた者が、自らの責任において適切に処分をしなければならない。
（状況調査等）

第 17 条 村長は、必要に応じ交付決定者に対して、必要な事項について報告を求め、又は調査を実施することができる。
（協力等）

第 18 条 村長は、交付決定者に対し次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 発電量や二酸化炭素削減量等に関する事項
- (2) 村が行うゼロカーボン推進施策に関する事項
- (3) 国等からの各種データ収集に関する事項
- (4) その他村長が必要とする事項

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月23日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づいてなされた申請、決定その他の手続は、改正後の要綱の相当規定に基づいてなされた手続とみなす。

別表第1（第2条関係）

| 補 助 対 象 事 業 |
|---|
| <p>(1) 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」を、改修する居室等と部位については同事業のエネルギー計算結果早見表を参考にすること。</p> <p>(2) 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。</p> <p>(3) 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>(4) 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>(5) 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分のみ交付対象とする。</p> |

別表第2（第3条関係）

| 補 助 対 象 経 費 | 補 助 率 |
|--|--|
| <p>(1) 導入する高性能建材本体</p> <p>(2) その他付属建材</p> <p>(3) 工事費</p> | <p>補助対象経費の2/3</p> <p>ただし、その額が1,200,000円を超える場合は1,200,000円とする。</p> |

(注) 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含むこと。

別表第3（第5条関係）

| 必 要 書 類 等 |
|--|
| <p>(1) 村税等納入状況調査等承諾書（別記様式1）（補助金交付申請書提出時に生坂村に住民登録のある者に限る。）</p> <p>(2) 既存住宅の登記事項証明書の写し。ただし、補助金交付申請書提出時に所有権の移転がされていない場合は、売買契約書の写し</p> <p>(3) 別表第2に掲げる補助対象経費の内訳が明記されている、村内施工業者から徴した工事見積書等の写し</p> |

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (4) 補助金算出表（別記様式2） (5) 改修事業の仕様及び諸元や設置場所等がわかるカタログや図面等 (6) 改修事業予定個所の近景、遠景の写真 (7) 補助金交付申請書提出時に生坂村に住民票の登録をしていない者にあつては、補助金交付申請者の住民票の写し (8) その他村長が必要と認める書類 |
|---|

別表第4（第9条関係）

| 必 要 書 類 等 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 改修事業に係る領収証の写し (2) 改修事業個所の近景、遠景の写真 (3) 補助金交付申請書提出時に別表第3（2）後段の売買契約書を添付した者にあつては、所有権移転後の登記事項証明書の写し (4) 補助金交付申請書提出時に別表第3（6）に掲げる住民票を添付した者にあつては、交付決定者の生坂村が発行する住民票の写し (5) その他村長が必要と認める書類 |

様式第1号（第5条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、要綱第15条第4項の規定に該当となった場合は速やかに申し出ます。

記

| | | |
|-----------------------|--|-------|
| 既存住宅の所在地 (いずれかに☑を) | <input type="checkbox"/> 生坂村 <input type="checkbox"/> 生坂村大字北陸郷 <input type="checkbox"/> 生坂村大字東広津 | 番地 |
| 補助金申請額 | | 円 |
| 契約予定 村内施工業者 | 住 所 生坂村 商号等 | |
| 事業着手予定日 | | 年 月 日 |
| 事業完了予定日 | | 年 月 日 |

(注) 補助金申請額は、1,000円未満の額を切り捨てた額の合計額としてください。

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱別表第3のとおり

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金
交付（不交付）決定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金は下記のとおり交付（不交付）決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 不交付決定の場合の理由

※ 題名及び本文中の、交付（不交付）は不要な部分を削除する。

様式第3号（第7条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金変更交付申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金について変更を行いたく、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|---------------|-------|-------|
| 変更する理由及び内容 | 理由 | |
| | 内容 | |
| 申 請 額 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | 円 | 円 |
| 事 業 着 手 予 定 日 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 事 業 完 了 予 定 日 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 |

※ 添付書類 上記の変更の理由を補足する書類（見積書等）

※ 内容及び理由については具体的に記入してください。（別紙を用いることも可能です。）

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金
変更交付決定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで変更交付申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金について、下記のとおり決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 _____ 円
- 2 変更後事業着手予定日 _____ 年 月 日
- 3 変更後事業完了予定日 _____ 年 月 日
- 4 その他特記事項

様式第5号（第8条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）中止承認申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）について中止したいので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定を受けた補助金の額 _____ 円

2 事業を中止する理由

※ 添付書類 上記の理由を補足する書類

※ 理由については具体的に記入してください。（別紙を用いることも可能です。）

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）中止承認通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで中止承認申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）について、下記のとおり決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 中止の承認 承認する 承認しない

2 その他特記事項

様式第7号（第9条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金実績報告書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 生坂村
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた補助事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-----------------|-------|
| 申 請 し た 補 助 金 額 | 円 |
| 事 業 着 手 日 | 年 月 日 |
| 事 業 完 了 日 | 年 月 日 |

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱別表第4のとおり

様式第8号（第9条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金
実績変更報告書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 生坂村 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた補助事業につきまして、補助金額に減額変更が生じたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | |
|--------------------|---|
| 交付決定された 補 助 金 額 | 円 |
| 減額後補助金額 | 円 |
| 減額を生じた理由 | |

※ 減額の理由は具体的に記入してください。（別紙を用いることも可能です。）

※ 減額となる根拠、書類等を添付してください。

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金確定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで実績報告のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金について、下記のとおり確定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。なお、要綱第15条第2項の規定に該当となった場合は速やかに申請を、又は同条第4項の規定に該当となった場合は速やかに申し出てください。

記

1 補助金交付確定額 _____ 円

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金
変更確定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで報告のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金について、下記のとおり変更確定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。なお、要綱第 15 条第 2 項の規定に該当となった場合は速やかに申請を、又は同条第 4 項の規定に該当となった場合は速やかに申し出てください。

記

- 1 変更前補助金交付確定額 _____ 円
- 2 変更後補助金交付確定額 _____ 円
- 3 その他特記事項

様式第 11 号 (第 11 条関係)

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業 (既存住宅断熱改修) 補助金請求書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 生坂村 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

年 月 日付け 第 _____ 号で補助金の確定を受けたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業 (既存住宅断熱改修) 補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込口座

| | | | | | | | | |
|------|----------------|----------------|------|--|--|--|--|--|
| 金融機関 | 銀行 信金 農協 | 本店・支店 本所・支所 | | | | | | |
| 口座名義 | (フリガナ) | 口座種別 | 口座番号 | | | | | |
| | | 普通・当座 | | | | | | |

様式第 12 号（第 15 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金
財産処分承認申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 生坂村 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金で実施した事業について、財産処分の制限に係る承認を受けたいので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により申請します。

記

| | |
|----------------|-------------|
| 補助金確定額通知書指令番号等 | 年 月 日付け 第 号 |
| 受領済みの補助金額 | 円 |
| 処 分 理 由 | |

※ 理由欄は具体的に記入してください。（別紙を用いることも可能です。）

様式第 13 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金
財産処分承認通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金で実施した事業の財産処分について、下記のとおりとしたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 申請結果 処分を認める 処分を認めない

2 その他特記事項

別記様式1（別表第3関係）

村税等納入状況調査等承諾書

年 月 日

生坂村長 様

住 所 生坂村 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（既存住宅断熱改修）補助金交付要綱に定める申請を行うに当たり、下記の事項に関して、村が保有する私の情報を確認することに同意します。

記

1. 住所、氏名及び生年月日
2. 村税の納税状況及び使用料等の納入状況
3. その他補助金交付要件を満たすかを確認する目的の範囲内において必要な事項

別記様式2（別表第3関係）

補助金算出表

交付申請者名

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助金額 | 備考 |
|--------------------|-----|--------|------|----|
| 既存住宅 断熱改修 事業 | 2/3 | 円 | 円 | |

※ 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めてください。